

# かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所  
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

平成30年12月1日

## ▶ TOPIC そもそも...有給休暇とは？

平成31年4月からの「有給休暇の付与義務化」について、さまざまお問い合わせを頂いております。そこで今回は、有給休暇の基本についてご説明したいと思います。

### ① いつから発生するの？

4/1 入社なら…、半年後の10/1に毎年、有給が発生します。  
※一斉付与の会社は除く。

・入社から6ヶ月間継続勤務し、その間の全労働日の8割以上出勤した場合に付与されます。その後は、入社6ヵ月後の日にちを基準日として、1年経過ごとに付与されます。  
※育児休業期間、労災での休業期間は出勤とみなします。

### ② 何日発生するの？

↓↓ フルタイム勤務、または週5日勤務のパートさんに適用 ↓↓

【 所定労働時間が週30H以上、及び所定労働日数が週5日以上の場合 】

勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

1日4H、週20Hのパートさんでも、毎日来るなら、正社員と同じ有給日数です。

↓↓ 週30H未満のパートさん、アルバイトの方に適用 ↓↓

【 所定労働時間が週30H未満の場合 】

① 所定労働日数が週4日、または1年間の所定労働日数が169日～216日

勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	7	8	9	10	12	13	15

出勤日がバラバラで、週何日が確定しない人は、1年間の出勤日数を使用して有給日数を出して下さい。

② 所定労働日数が週3日、または1年間の所定労働日数が121日～168日

勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	5	6	6	8	9	10	11

③ 所定労働日数が週2日、または1年間の所定労働日数が73日～120日

勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	3	4	4	5	6	6	7

④ 所定労働日数が週1日、または1年間の所定労働日数が48日～72日

勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5以上
付与日数	1	2	2	2	3

## ▶ TOPIC 有給休暇の付与義務化(H31年4月～)

8/1 入社、6ヵ月後の有給付与基準日が3/1であれば、H32年3月から制度が適用されます。  
※一斉付与の会社は除く。

年次有給休暇の付与日数が10日以上の労働者(パート、管理監督者含む)を対象に、有給休暇のうち付与した日から1年に5日については、会社は必ず労働者に取得させなければならない。

●対象になるのは…、有給休暇が10日以上付与される方のみです!!

●制度の適用は…、H31年4月以降、新たに迎える基準日からカウントする1年です!!

◆◆ 次回は「有給休暇の付与義務化に関するQ&A」の予定です。 ◆◆